

仕様書

1 業務の名称

堺市生活困窮者家計改善支援事業運営業務

2 業務の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、生活困窮者に対する総合的な支援を行うことを目的として平成27年4月に施行された。平成30年10月の法改正では基本理念が新設され、生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援体制の強化について明記されている。

法に定める事業のうち、家計改善支援事業は、家計の収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況をともに明らかにし、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、家計を管理する能力を高め、早期に生活を再建させることを目的とする。

3 実施主体

本業務の実施主体は堺市とする。

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 支援対象者

（1）生活困窮者

生活困窮者自立相談支援事業における自立相談支援機関にて相談のあった者のうち、同機関のアセスメントの結果、家計改善支援を受けることが適当であると発注者が支援決定した者。

（2）特定被保護者

生活保護受給中の者であって、生活保護脱却が見込まれる者のうち、家計改善支援を受けることが適当であると発注者が支援決定した者。

6 履行場所

原則、受注者事務所とし、必要に応じて堺市自立相談支援機関（堺市総合福祉会館内）及び同機関以外の関係機関や支援対象者宅等での支援を実施すること。

7 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、本業務の遂行に際し、堺市自立相談支援機関との連携を図り、円滑な業務の運営・管理に努めること。

(1) 家計管理に関する支援

支援対象者とともに、家計表やキャッシュフロー表等を活用して、家計の見える化及び出納管理等の支援を行い、家計を支援対象者自らが管理できるよう支援を行う。

(2) 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメントの段階で聞き取った支援対象者の家計の状況、滞納状況などを勘案し、徴収免除、分割納付の可能性を検討し、本市の担当部署や事業所等との調整や申請等の支援を行う。あわせて、各種給付制度等の利用に向けてさまざまな提案を行う。

(3) 債務整理に関する支援

多重債務等により債務整理等が必要な者などに対しては、法律相談窓口等と連携し、債務整理等に向けた支援を行う。

(4) 生活困窮者自立支援法施行規則第11条第1項第2号の規定による住居確保給付金（以下「住居確保給付金（転居費用補助分）」という。）の支給を受けようとする者に関する支援

堺市自立相談支援機関に住居確保給付金（転居費用補助分）の相談のあった者に関して、家計表やキャッシュフロー表等を活用して、転居の必要性やその費用の捻出が困難であるかどうか確認を行い、その結果を堺市自立相談支援機関に報告する。

(5) その他、目的を達成するために必要な支援

8 相談方法等

(1) 定例相談

月に2回堺市自立相談支援機関に出張し、1回あたり2時間相談に応じる。

堺市自立相談支援機関に出張する日については、受注者と発注者で協議の上、決定する。なお、発注者と受注者との協議により、業務を要しない日時等を別に定めることができる。

(2) 電話等での相談

必要に応じて電話等で堺市自立相談支援機関の相談支援員からの相談に応じる。

9 業務従事者等

業務に従事する者は、ファイナンシャルプランナー（FP技能士2級以上相当）、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員等の資格を有する者など、生活困窮者への家計改善支援を行うことができる者であって、国が実施する家計改善支援事業支援員初任者研修を修了している者であることが望ましい。

10 業務に必要な設備及び物品等の調達について

受注者は、業務の遂行にあたって必要となる設備及び物品等を調達すること。

1.1 業務従事者研修・教育

受注者は、業務遂行にあたり、より良い相談支援を実現するために必要な知識や技術を指導・教育し、習得させるなど、業務従事者の資質の向上に努め、受注業務が適切かつ円滑に行われるようすること。

1.2 実績報告等

受注者は、月報を翌月10日までに提出するとともに、業務内容について定期的に自己点検し、自ら業務の質の向上に向けた取組みに努めること。

1.3 個人情報保護

本委託業務は、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 本委託業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- (2) 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- (3) 本委託業務を受注し、又は受注していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせること、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- (4) 発注者は、受注者又は従事者等が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 個人情報が含まれるデータは全てパスワードを設定して管理し、個人情報が含まれる紙媒体は鍵のかかるロッカー等で管理すること。また保有した個人情報は、保有する必要がなくなった場合や契約が終了した場合、契約が解除された場合は、判読不可能となる方法で確実に消去又は廃棄し、書面で発注者に報告すること。
- (6) 必要に応じて、本市による立ち入り検査を受けること。

1.4 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (ア) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (イ) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委

託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

(ア) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(イ) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(ウ) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

(ア) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(イ) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(ウ) 本市は、受注者が本市に対し、(ア) 及び (イ) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(エ) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (ア) に定める報告及び届け出又は (イ) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

15 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は全て受注者の負担とする。また、支援対象者に経費の支払いを求めてはならない。

(3) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう適切な研修を実施すること。

(4) この契約の履行期間が満了するとき（満了後も引き続き業務を遂行することとな

る場合は除く。) 又は契約書に基づく契約の解除があるときの引継ぎは、受注者は誠実に対応するものとする。

- (5)受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切な対応に努めること。
- (6)業務の実施にあたっては、必要に応じて、アルコールによる手指の消毒、マスクの着用等、感染症対策を行った上で実施し、その準備にかかる費用は受注者が負担すること。